

○ 平成三年郵政省告示第二百七十九号（学校等の認定基準を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案	現行								
<p>一 従事者規則第七条の規定による認定を受けることができる学校等は、無線工学の基礎、電気通信術又は英語の試験が免除される無線従事者の資格に応じ、次の各号のとおりとする。</p> <p>1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校であつて、電気通信に関する課程を設置するものについては、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="300 775 1055 1129"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>学校の区別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第一級陸上無線技術士</td> <td>大学</td> </tr> <tr> <td>第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士又は第二級陸上無線技術士</td> <td>短期大学 高等専門学校</td> </tr> <tr> <td>第三級総合無線通信士</td> <td>高等学校 中等教育学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 高等専門学校に置かれる専攻科及び高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)に置かれる専攻科(いずれも修業年限二年以上のものに限る。)であつて、電気通信に関する課程を設置するものについては、それぞれ大学及び短期大学とみなして前号の表を適用するこ</p>	資格	学校の区別	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第一級陸上無線技術士	大学	第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士又は第二級陸上無線技術士	短期大学 高等専門学校	第三級総合無線通信士	高等学校 中等教育学校	<p>一 (同上)</p> <p>1 (同上)</p> <p>(同上)</p> <p>2 (同上)</p>
資格	学校の区別								
第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第一級陸上無線技術士	大学								
第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士又は第二級陸上無線技術士	短期大学 高等専門学校								
第三級総合無線通信士	高等学校 中等教育学校								

とができる。

- 3 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百二十四条第一項に規定する各種学校であつて、その教育課程が第一号の各学校の教育課程に準すると認められるものについては、同号に規定する区別に準ずる。
- 4 前各号に該当しない学校等であつて、その教育の内容が認定基準に適合すると認められるものについては、第一号に規定する区別に準じて認定することができる。

二 (略)

表 (略)

三 学校等の教育課程は、認定の種別に従い次の各号に適合すること。

- 1 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の無線工学の基礎及び英語の試験の免除認定の場合  
基礎専門教育科目(科目の名称にかかわらず、その内容が基礎専門教育科目に相当するものを含む。以下同じ。)及び外国語を別表第一号により、必修科目又は選択科目として履修させていること。
- 2 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験の免除認定の場合  
(一) 1に掲げる基準に合致すること。

3 (同上)

4 (同上)

二 (同上)

(同上)

三 (同上)

1 (同上)

2 (同上)

(二) 電気通信術について、別表第二号に掲げる時間を履修させていること。

3 第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の無線工学の基礎の免除認定の場合

基礎専門教育科目を別表第一号により、必修科目又は選択科目として履修させていること。

四 第一項第二号の規定により短期大学とみなされる高等学校に置かれる専攻科の教育課程であつて、電気通信術について次の各号に掲げる授業時間を履修させているものについては、第一項及び前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める試験が免除される学校として認定を受けることができる。

1 別表第二号の表第一級総合無線通信士の欄に掲げる授業時間 第一級総合無線通信士及び第一級海上無線通信士の電気通信術の試験

2 別表第二号の表第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の欄に掲げる授業時間 第一級海上無線通信士の電気通信術の試験

五〜七 (略)

八 第五項から前項までに掲げる基準の一部に適合しない学校等であつても、その教育の内容にかんがみ、総務大臣が免除を受けようとする資格の試験科目の試験で求める知識又は技能の内容を十分に教授できると認める場合は、認定することができる。

別表第二号

授業時間数

3 (同上)

四〜六 (略)

七 第四項から前項までに掲げる基準の一部に適合しない学校等であつても、その教育の内容にかんがみ、総務大臣が免除を受けようとする資格の試験科目の試験で求める知識又は技能の内容を十分に教授できると認める場合は、認定することができる。

別表第二号

(同上)

科目	時間数	授業時間			
	格認定資	士線総合第一級通信無級	士線総合第二級通信無級	士線総合第三級通信無級	士線海第士線海第一級通信無級は信無級
電気通信術	426	426	401	346	26

注1 授業時間数には、通信演習の授業時間数を含むものとする。

2 第一級総合無線通信士の授業時間数は、モトルス電信の授業において鍵盤を使用して受信を行う場合には、四百一時間とすることができる。

3 第三級総合無線通信士の資格を有する者又は第三級総合無線通信士の資格の国家試験において電気通信術の試験の免除を受けることができる者を入学資格とする学校等については、第一級総合無線通信士の授業時間数は八十時間と、第二級総合無線通信士の授業時間数は五十五時間とすることができる。

(同上)

(同上)

(同上)

(同上)